

一般社団法人全国日本学士会 アカデミア教育研究助成事業規程

平成23年12月1日 理事会承認

平成26年3月14日 理事会改正承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第4条第1号に定める助成事業に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この助成事業は、一般社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業（以下「助成事業」という。）と称する

(対象)

第3条 この助成事業は、小・中・高及び大学に勤務する教員のうち、個人、教員グループもしくは団体が行っている教育改善に関する実践的研究を対象に、顕著な教育効果を収めている成果に対し、助成金を授与する。

(助成額)

第4条 この助成事業は、毎年度実施し、総額100万円以内の予算の範囲内で実施する。

(公募)

第5条 この助成事業は、公募を原則とする。

(選考委員会)

第6条 この助成事業を円滑に実施するため、本会理事会にアカデミア教育研究助成選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(決定)

第7条 この助成事業は、理事会で決定する。

2 この助成事業を決定したときは、文書により採択者に通知するとともに、本会のホームページで公表する。

(選考方法)

第8条 この助成事業に選考に関し必要な事項は、別に定める。

(助成金の交付)

第9条 この助成事業の採択を受けた者（以下「被採択者」という。）への助成金の交付は、金融機関預金口座への振り込みによるものとする。

2 被採択者は、所定の振込口座届を本会に提出しなければならない。

(採択の取消し・助成金の返還)

第10条 被採択者が申請書類、報告書類、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき、採択を取り消し、助成金を返還させる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項については、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正・施行する。